

議会基本条例策定代表者会議

○平成25年11月27日（水曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 16名

座 長	森 戸 洋 子 議員		
副 座 長	宮 下 誠 議員		
	中 山 克 己 議員	湯 沢 綾 子 議員	
	鈴 木 成 夫 議員	白 井 亨 議員	
	片 山 薫 議員	林 倫 子 議員	
	渡 辺 ふき子 議員	小 林 正 樹 議員	
	斎 藤 康 夫 議員	百 瀬 和 浩 議員	
	水 上 洋 志 議員	五十嵐 京 子 議員	
	板 倉 真 也 議員		

欠席議員 0名

副 議 長 露 口 哲 治 議員

事務局職員出席者

議会事務局長	加 藤 明 彦	議会事務局次長	飯 田 治 子
議事係主任	齋 藤 龍 憲	庶務調査係長	清 水 伸 悟
庶務調査係	前 坂 悟 史		

午前10時10分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

一つ、素案のたたき台についての議論等がありますが、その前に、今日、資料が幾つか出ておりますので、事務局の方から若干紹介をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○飯田議会事務局次長 それでは、お配りしております資料をご説明させていただきます。

まず、民主党から出されました議会基本条例たたき台の修正案ということで、前文ということで修正案が出ております。前文につきましては一定議論を終わらせ、また戻ってくるかもしれませんが、一旦終わっておりますが、前文については修正案ということでございますので、再び議論に載せたときにご議論いただくようになるのかなと考えております。

それから、少数会派の取扱いについてでございますが、こちらは会派についての条文のときに改めて詳しくご説明をしたいと思っております。

それから、白井議員の方から議会基本条例策定代表者会議作業部会における傍聴のルール（案）

が出されております。

最後の資料でございますが、昨日の議会運営委員会の協議会資料で出されました議会改革の調査の柱の関係で、こちらの議会運営委員会と代表者会議のすみ分けをどうするかということをご議論いただきたいと思います。

○森戸座長 ということでございますので、25日までに新しい項目などがあつたら提案していただきたいということで皆さんに投げ掛けさせていただきましたが、提出があつたのは民主党のみという現状になっております。ただ、そこで終わりということではありませんけれども、とりあえず現時点ではそういうことで、自民党は出されるんですか。

○中山議員 自民党は今、会派で調整していますので、まだ今回は出せません。

○森戸座長 分かりました。

では、素案たたき台についての協議に入ります。前回、第2条を協議いたしました。それで、第2条については、第2条の(2)の「適正に、かつ、公正性及び効率性をもって」というところは、ここは「適正、かつ、公正及び効率的に」ということで変更するというので、これは確認されたと思います。

それから(3)「政策立案等に生かし、市政に反映させる」というところは、「反映させるよう努めるものとする」ということに変更することでどうかということでありました。

あと、先例の問題だとか、幾つか協議をしたかなと思っておりますが、(3)がまだ残っていたんですかね。「市政に反映させるよう努めるものとする」ということでいいかどうかということです。その辺りで、各会派、持ち帰っていただいいていかなかなと思っております。これは「反映させるよう努めるものとする」ということでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、これはいいということで確認をさせていただきます。「反映させるよう努めるものとする」と変更するということですね。

それでは、第3条に行つてよろしいでしょうか。では、議員の活動原則ということですが、「議員は、次に掲げる原則を基本として活動をする」ということで、3項目挙げています。ここについて意見などがございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○五十嵐議員 改革連合のコメントで「形容詞的文言は不適切」というのがありますが、多分これは(2)の「積極的に」というところだと思うんです。政策提言はいいとして、条例提案というのはそんなに積極的にどんどん出てくるものでもないかなという思いもありまして、この「積極的に」という文言はほかの言葉に変えるか、削除するのがいいのかなという思いを持っています。

もう一つは、ここに「活発な調査活動に基づき」というのがありますが、活発な調査活動はそれぞれの議員がやると思うんですが、議員が大勢いるということの良さというのは、それぞれの得意分野があつたり、いろんな調査分野、方法を持っていたり、いろんな独自のものを持っているところだと思いますので、この「活発な調査活動」の前に「独自の特化」という表現を入れたらどうかと。

もう一つは、よく部局にいろいろ資料を請求して、それに基づいてやる。もちろんそのままあ

るんですけれども、小金井市内、行政の情報だけではなくて、それぞれがそれとは別な外の情報があって初めて市政も活発になるのかなという思いがありますので、「それぞれ独自の調査活動」というような表現にしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○森戸座長 今、五十嵐議員から2点の提案、ご意見がございました。「積極的に」というのは削除もしくは別の言葉に変えると。それから、その前の「活発な」というのは「独自の」という言葉に変えたらどうかということです。いかがでしょうか。

○斎藤議員 調査活動に基づき政策提言をするというのは、誰にも言われなくても、本来議員の責務、役割をもっとやっていこうということで議会基本条例を作るのであって、こういった形容詞というのは私はつけた方がいいのではないかと思います。

○森戸座長 つけた方がいいというご意見と、「独自の」と変えた方がいいという意見です。

○小林議員 その「活発な」を「独自に」にするというところに関して言えば、ちょっと前ですけれども、武蔵野市の給食センターに視察に行くときなんかは、会派視察に多くの議員が便乗するような形で行ったりとか、そのほか、いろいろな議員が集まって行動する、学習するというような機会も最近よく見えているのかなと思って、それも特徴かなと思っていて、それを「独自の」という表現にしてしまうと少しニュアンスが違ってしまふのかなと思いましたので、私はこの部分は「活発な」でいいかなと考えております。

○水上議員 僕らも一応原案了承ということなので、これでいいと思うんですけれども、「活発な」をとって「独自に」とすると、「独自に」というのはどういうことなのかという疑問もまた出てくると思うんです。「活発な」ということはどういうことなのかという話もあって、どちらも漠然とした言葉であることには間違いないので、「活発な」というのをとって例えば何か入れるとすれば、他市の議会基本条例を見ると、「自己研さんに努める」ということとか、「市民の意見を反映させる」みたいなことがあるから、もうちょっとそういう具体的な文言に変えないと、形容詞みたいなものをとっていくという意味にはならないのではないかと思います。その辺になってくるとまた議論があるかなと思うので、「独自の」と言い替えてもその意味がよく分からないということがあるので、どうなのかなという気がします。

あと、「積極的に行うものとする」の「積極的」とすると、「条例提案や政策提言を行うものとする」みたいな形になるので、何となく行わなければいけないみたいな形にとられるから、逆に文章としてはおかしくなるのではないかという気はするんですよね。だから「積極的に」というのはここで残しておいて、「活発な」というところについては、もし言い替えるとすれば具体的なことで言い替えるということになるのではないかという気がします。

○森戸座長 ここは、委員長案では「政策提言を活発に行うものとする」と明記していたんです。議論の中で、政策提言ということだけではなく議員立法による条例提案も加えた方がいいという話があって、結果的にそういうものを盛り込むことなどや、他市は調査・研究をしっかりと行うということも明記しているというのがあって、ここではそれを合体させた形なんですよね。本当は調査・研究は調査・研究、条例提案は条例提案なので、それぞれの項目というのはあっておかしくは

ないんですが、最終的には「活発な調査活動に基づき」という言い方で、「条例提案や政策提言を積極的に行う」という文言になったと。「積極的に」というのは余り他市ではないんですかね。流山市はそうでしたか。「議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めること」というのが流山市議会なんです。この地方分権改革の中で、議会の地位をどう高めていくかというのは非常に大きな議論だし、私たちにとっても重要な課題だと思うんですよ。その点からすれば、議員立法に条例提案が少ないというのは全体的な傾向なんです。その中であって小金井市議会は議員立法としては多いわけです。ただ、そうは言っても、今の議員立法のレベルで市長と本当に対等、平等な関係になっているかという、まだまだ弱いのではないかということもあって、そういう意味で、この議会の役割を高めていく上で「積極的」というのを盛り込んでいくということだと思うんです。

○片山議員 特に目新しい意見ではないんですけれども、条例提案のことで言えば、条例を作ることによって、今回の議会基本条例もそうなんですけれども、食育の条例もそうでしたが、そこで議員が学んでいく部分がたくさんあって、それが実現するかどうかは別として、議会の中で常に考えていくことは必要だと思っているんです。活発な調査活動というものも、何か規定した研究・調査というのが、独自でやるものもあり、また小林議員がおっしゃったように議会としてある程度何人かで相談しながらやっていくとか、委員会の中で得た課題みたいなものを調査していくということもあると思うので、「活発な」というのはこれでいいのではないかと私は思うんです。それ以外に余り限定するものでもないなと思っているんですが、「積極的に行っていく」というのは当然のことだろうということで、私もそのまま問題ないのではないかと考えています。

○森戸座長 「独自」という意味になると、その個人や議員が独自に自分で調査をするという意味ですよ。 「活発な」ということになると、どのようになるんですかね。いろんなところに出かけていくこと、網羅する形かな。「独自」というと自分が調べたことということに日本語的にはなっていくのかなと。広がりとしては「活発な」の方がいろいろな調査活動を網羅している。政務調査費に基づく調査活動もあり、地域を回っての調査活動もあり、地域のいろいろな団体のところに出かけて行っての調査活動も、「独自」であり、また「活発な」という、難しいですね。すみません、広辞苑で「独自」、「活発」はどうですかね。回数が多いとかいう意味かな。頻繁な。

○飯田議会事務局次長 広辞苑には、「自分一人」というのがまず一つと、あと、「他と異なり、そのものだけに特有であること。」とございます。

○森戸座長 「活発な」はどうですか。

○飯田議会事務局次長 「動作の生き生きしているさま、元気で勢いがよいこと。」ということでございます。

○森戸座長 ということで、動き回るといって、活発で生き生きと勢いがある両方だね。「活発かつ独自の調査活動を行う」みたいな、そんな感じですかね。

○鈴木議員 活発、積極的という議論もそうなんです、（１）、（３）は努力規定、「目指す」「努める」ですね。ここは「行うものとする」というところでどうなのかなと。例えば努力規定の方が各自それぞれ、だからそこは「目指す」とかいう形で考えるのはどうかなとっており

ます。

○森戸座長 「行うものとする」というのは、行わなくてもいいことだという、どこかで文書担当部長の発言が残っているんですよ。そういう話も前はあったんですよ。法制用語として、「ものとする」と「努めるものとする」の違いについて、勉強会で申し訳ないんですが。

○加藤議会事務局長 似て非なるものではあるんですけども、要は義務規定か努力義務かというところの部分で、あとは表現上のニュアンスの違いというのはあると思うんですけども、完全な努力義務なのか、それとも義務的なものでかけるかと、大枠はその二つで考えていただいて、「するものとする」というのと「努めるものとする」というのは、「するものとする」の方が当然強い形です。「努めるものとする」というのは、「努める」という文言が入れば若干義務的な部分は緩まるというか、そういう形になりますけれども、基本は努力義務か、もしくは義務規定かというところの二つで考えて、ここまで強く義務化するのとはということになると、今おっしゃっていただいたような語句を足すとかいうのは、構成としてはそれが基本的な構成です。

○森戸座長 ということでありまして、やることが前提です。

○鈴木議員 そうなんです。そもそもこの第3条が活動原則ですから、原則でうたっている中での話、原則として必要であるということは認めていますけれども、ここだけが行うものとするというところでちょっとどうかなという、やらなくてもいいとか、そういう話ではありません。表現的にどうかということで意見を申し上げただけです。

○森戸座長 二元代表制のもとで議員の政策提言能力を高めていく点からすると、他と違って、そこに重きを置いて「行うものとする」ということにしたということがあるのですが、鈴木議員のその提案は議論をしたいと思うんですが、先ほどの前段の「活発な」というのと「独自に」という問題、それから「積極的に」という方をもう少し片付けたいと思いますので、どうでしょうか。

○湯沢議員 今、義務規定か努力規定かという話があったんですけども、義務規定のまま「行うものとする」ということにすると、その前に形容詞の「積極的に」がかかると解釈が難しくなると思うんです。義務規定というのは義務なわけですから、解釈に幅があってはいけないと考えると、積極的か積極的でないかというのは価値観になってしまうので、そこが重なるのはおかしいと思うんです。だから「積極的に」をつけるのであれば、「積極的に行うよう努める」とか、義務規定になると思いますし、「積極的に」がないのであれば義務規定「行うものとする」にしてもいいのではないかと私は思います。

○森戸座長 「積極的に行うよう努めるものとする」という言い方と、「行うものとする」というのは義務規定ではないわけですよ。義務規定ではないけれども努力規定よりもより強い規定であるといったときに、「積極的に」とついて「行うものとする」となるとおかしくなるということですよ。どうでしょうか。

○白井議員 冒頭の「活発な」うんぬんについては、「独自の」というのも、確かにニュアンスとしては、自分で何か調べて調査したものがという意味合いで言うといいなとは思ったものの、ただ、余り「独自」というものが際立ち過ぎても違和感があるかなと。私は「活発な」のままでいいん

ですけれども、もしそれに違和感があるのであれば、「それぞれの活発な」とするというのが一つの案でございます。

もう一つは、「積極的に行うものとする」という部分に関しては、「積極的に行うよう努めるものとする」とか何かすごく回りくどいので、どうせだったら「積極的に行う」で切ってしまうというのはだめなのでしょうか。どうでしょうか。

○森戸座長 という対案が示されました。

○五十嵐議員 対案ではないんですけれども、「積極的に行う」と書くと、では、積極的にやったのか、やらなかったのかという見方が今度は出てきて、私は積極的にやりましたという、何かそこが検証しきれないものですよね。だから、そういうことも含めて「積極的に」という言葉が適当なのかどうなのかというのがちょっと気になる場所なんですよ。要するに、条例の文章として適当なのかどうなのかということなんですという意見です。

○森戸座長 分かりました。今、幾つか対案が示されております。今、提案されたものについて、各会派もう一回持ち帰って検討していただけないでしょうか。幾つか出たんですよ。

○片山議員 ただ、今、五十嵐議員と湯沢議員から指摘された「積極的に」と「行うものとする」という、この整合性というのが、そこは持ち帰りというよりは法的な問題として調べていただくというか、見解を頂いた方がいいかなという気がするんですよ。

○加藤議会事務局長 私もほかの市を幾つか見ている、議員の活動原則のところの規定ぶりなんですけれども、うちで言う第3条の「掲げる原則を基本とし活動する」とありますけれども、まずこのところで、他市の作り込みとしては、大体そこで「活動しなければならない」とか「活動を行うものとする」と、いわゆる「原則に基づき活動を行うものとする」もしくは「活動しなければならない」ということで、ここで義務的な要素をまずうたっておいて、「次に掲げる原則」というその原則の中の語尾は、大体「努めること」とか「重んずる」とか、もしくは「目指す」とか「努める」とかいう形でその原則をうたっているという、そういう作り込みになっているんですね。なので、それを参考に考え方として作り込みをしていただけると、この条文自体はしっくりくるかなという感じがしますので、まずこの第1項のところ義務的な規定の作り込みとして、「次に掲げる原則」というところは、原則は原則ですから、今、申し上げたような形で語尾の部分は「努める」とか、「重んじる」とか、「目指して」とか、そういう形で作られているのが多いかなと思います。それを参考にいただくと整理しやすいかなと思います。

○森戸座長 ということで、「しなければならない」という書き方になっているところもあるんですよ。それで中身が「何々するものとする」とか「努めるとか」（不規則発言あり）そうですね。

会津若松市議会は「活動しなければならない」となっていて、例えば（1）「議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。」、（2）が「市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をする。」というとめ方にな

っているんですよ、「何々しなければならぬ」という場合はね。流山市議会なども、「議員の活動原則」とあって、「議員は次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。（１）議会が言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。」、ここも「こと」で終わっていますよね。栗山町議会は小金井市のような言い方になっている。

○白井議員 その辺の情報の補足として、多摩市議会でも全く流山市とかと同じように、冒頭で「活動しなければなりません」ということで義務規定になって、４項目あるんですが、全て「努めること」「重んずること」「遵守すること」「目指して活動すること」、要するに「こと」で区切っているんです。実は八王子市も一緒でして、条文の最後は「活動するものとする」とあって、４項目あって、全て「こと」で締めくくっているというようなまとめ方になっています。ただ、この場合、小金井と一緒に、議会の活動原則というのが対になっているんです。そこも同じような書き方になっているんです。だから、細かい話ですけども、そこは後で合わせてゆく作業も必要なのかなと思います。

○森戸座長 文章上のとり方として、「積極的に何々するものとする」というのは、強いものが二つあるので、よく重ねて言うことがあるではないですか。今、思い出そうとしていて言葉が出てこないんだけど、だからそのとり方がどうなのかということですよ。

○五十嵐議員 今までの皆さんのことをあれすると、一つの案として、第３条の「議員は次に掲げる原則を基本として活動しなければならない」という言い方にして、（１）が「向上を目指す」、（２）が「積極的に行うよう努める」、（３）が「活動に努める」となるとすっきりするということなんでしょうか。

○森戸座長 次長からは、作業部会でもう少し細かくやったらどうかという話なんです、その文言上、もう少し整理をすることはあったとしても、大体この要素としてはご了解いただくことよろしいですかね。それで、作業部会でその辺りの法務的なものを含めて検討していただくということかなと思うんですが、ただ、条文上「積極的」と入れた意味というのはあるんだと、これはどうしても削れないんだということで皆さんが思っているらっしゃるようでしたら、そのことも含めて作業部会に伝えて、それを前提にした組み立てにすることになると思うんですよ。ただ、趣旨は、先ほども言ったように、どう議会の役割を更に向上させるかということの中でのこの文言だということですので。

○鈴木議員 前回は原案了承ということで、基本はこの趣旨というのはこれでいいと思うんです。（２）の「活発な」と「積極的に」と、形容詞が２点入っているところには、少し整理できないかなと思っています。だから、先ほどの五十嵐議員の話にもあったかと思うんですけども、何をもち「積極的」とするか。「活発」ももちろんそうなんですけれども、このところの決め方に揺らぎがあるというか、幅があるものをここに入れておいて果たして大丈夫なのかという思いは持っています。これは対案ではないんです。そういう思いを今、持っているということで申し上げておきます。

○森戸座長 「積極的な」と行った場合に、尺度はどこにあるのかと。毎定例会ごとに条例提案を

するということなのか。年1回から2回はとにかく条例提案するというようになっていくのか。

「積極的」というのは、ゼロではないということですよ。だから、それは議会全体になるのか、それとも会派でやるのか、個人で出すのか、賛同者が一緒になって出すのかというのはいろいろだと思うんですが、4年間で一度も出ていない議会もあるという話ですから。

○五十嵐議員 だから、そういうことになってくると、結構小金井市議会は割とやっている方だと思うんです。更に積極的にということになると、目的が条例を作ること、何のための条例なのかというところが抜けそうな気がしますので、目的は市民の生活を豊かにするというのか、そちらの方がなければいけないので、活動が目的になってはいけないという気もするんですよ。だから、それも含めてちゃんと押さえる言葉が欲しいという感じがします。

それから、作業部会に一回持って行って、そこでもんでもらうなり何なりするというのも一つの方法かなと私は思います。

○森戸座長 では、総体的に良ければ、その(2)については作業部会、これは1の作業部会の方で更に協議をしていただいて、もう少し良い文言があればということだと思うんですが、それでよろしいですか。

○斎藤議員 第2条もそうなんですが、今、気がついて、「議員は次に掲げる原則を基本とし活動する」「原則を基本とする」とありますので、「次に掲げる事項を原則とし活動する」の方がいいのではないかと、もしほかにどなたも賛同がなければ取り下げますけれども、ちょっと検討いただければと思います。

○宮下議員 それは私もちょっと気にはなっていたんですけども、多摩市と流山市と会津若松市の同じ条項のところを見ると、多摩市の場合は「次に掲げる原則に基づき活動しなければならない」、流山市も「次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする」、会津若松市は「次に掲げる原則に基づき活動しなければならない」、こういう表現になっているんですよ。だから、ここの表現も確かに、今、「原則」「基本」というのはどうなのかと思ってずっと見ていたんですけども、他市の事例を見ると、「原則に基づき活動」という、これが自然になっていて、このような表現の方が良いのかなと。今、斎藤議員の方が「原則とし活動する」という表現だったんですけども、「原則に基づき」と言った方が自然かなというのは今、思っています。

○森戸座長 今、そういうご意見もありましたが、ここも作業部会の方で整理していただくということでもよろしいですかね。

○片山議員 今、斎藤議員がおっしゃったのは、第2条もそうだということなんですよ。

○森戸座長 そうですね、第2条もですね。では、これは作業部会の方で整理をしていただくということでもよろしいですか。

○小林議員 今、言われた方向で直した状態で検討すると、そういうことですよ。

○森戸座長 このままで良いという場合もあるんだよね。(2)なんかは。ただ、「積極的に行うものとする」という言い方が法務上あるのかどうか。さっきの「原則を基本とする」と同じような形で、同じ意味合いになっていないかどうか、そのチェックをかけていただければということ

すよね。更にもっと分かりやすい言い方があれば、それを検討していただくということになると思うんです。ということですよ。よろしいですか。作業部会1の皆様、よろしく願いいたします。

では、次に行きます。第4条「会派」です。

○飯田議会事務局次長 それでは、少数会派の取扱いについての資料をご説明させていただきます。こちらは近隣市にお問い合わせさせていただいてまとめたものでございます。これを見ていただくと分かりますんですけども、1人会派を会派として認めている市は三鷹市、調布市でございますが、この両市とも委員の選出等は認めていない扱いになっておりまして、政務活動費の扱い上、会派としているのかなと想像されるところでございます。多くの市が2人以上を会派としております。委員の選出ですとか、会派代表者会議への出席というのは1人会派からはできないという市が多くなってございます。もしくは、1人会派あるいは無会派というところから代表として1名選出するという市もございまして、オブザーバー参加にとどめている市もございまして。この中で、西東京市につきましては1人会派の会派代表者会議への出席を認めているという状況でございます。詳細は資料をご覧くださいと思います。

○森戸座長 ということで、今、資料説明をいただきました。ここはかなり議論したところかなと思っております。

○齋藤議員 この1人会派のことで、例えば武蔵野市、2人で括弧になって、三鷹市では1会派という形になっているんですけども、ご説明いただけますか。もしかしたら、この2人というのは会派という形ですか。

○飯田議会事務局次長 1人会派は会派として認めていないので、その人が2人それぞれいらっしゃるといふことかと思っております。

○森戸座長 1人会派が1人ずついらっしゃる。

○飯田議会事務局次長 1人の方がそれぞれいらっしゃるといふことで、会派の数でございますので、会派として認めていないのでという形だと思います。

○加藤議会事務局次長 補足します。確かにここは見ると分かりづらいと思うんですけども、要は三鷹市と調布市については、政務活動費の支給を見ていただきますと会派で支出をしているということなんです。各市いろいろご事情はあるんだろうと思うんですけども、基本的な会派として認めるのは、三鷹市と小平市については2人以上とかになっているんですけども、ここでなぜ1人会派を会派と調布市と三鷹市が書いてあるかという、多分その市のご事情で、政務活動費の支給を会派で支給するところの整合をとっている市のようなんです。ですので、基本的にここで見ると何人から会派と認めているのかというので、1人からというところは調布市と三鷹市だけなんです。それ以外のところは基本的に会派とは全て認めていないので、1人の場合には全て会派に属さない人数が、1人の人が何人いるという、そういうここは表記なので、基本的に1人から会派と認めるかどうかというところで、そこだけの意味合いなんです。なので、複数以上でないといふ会派とは認めないというところについては、1人の方については会派に属さないという、そういう位置付けになっているということでご理解をいただければと思います。

○森戸座長 西東京市は、1人会派のところは政務活動費は出ないんですね。

○加藤議会事務局長 これは一応会派とは書いてあるんですけども、これは清水係長の方から。

○清水庶務調査係長 そこまで細かくはこの表の中で表現できていないんですけども、西東京市も政務活動費の支給、条例等では会派に支給するとなっていて、電話での聞き取り調査の中では、担当者から何人から会派として認めるということでは2人以上とお伺いしたので、こういう表記になっているだけで、政務活動費の支給としては1人でも会派として支給しているということになります。

○加藤議会事務局長 この辺のところは、多分各市でいろいろ運用上されているのかなと思ってまして、いわゆる会派というところの定義を、この表にあるように何人から会派と認めるかというその会派の位置付けと、政務活動費の支給のところでの会派の位置付けというのと、いわゆる会派代表者会議、議会運営委員会への会派というのと、多分位置付けが運用的に違っているようなところがあると思うんです。それが一律に全部同じ基準で全市がやっているかということ、正直そういう形では多分ないと思われまして。ですので、調査する上でも、うちの今回の調査ではこういう項目で調査していますが、その中では表記しきれない各市での取扱いがあるということで、その部分を含めてご承知おきいただければと思います。

○森戸座長 ということです。「会派は同一理念を有する最小一人の議員で」というこの言い方ですね。「構成し活動する」と。「最小一人」ということで、これは何かご意見があったのではないですか。

○鈴木議員 前回の素案たたき台の意見集約用紙のところには書かせていただいています、対案もお示ししているという状況なんです。私たちはこの考えをいまだに持っておりまして、ただし1人会派を認めるという方向の方がよろしいのではないかとということをご提案させてもらっています。方針というか、考え方は変わっておりません。

○森戸座長 意見集約用紙の方で、民主党・社民クラブからは、「会派は複数名で構成するのが基本であり、1人で構成するのは例外とするべきという観点から、上記条文の修正を提案する」ということで、「会派は同一の理念を有する議員で構成する。ただし1人会派も認める」というように変更したらどうかというご提案であります。当時のみどり市民ネットからは、「会派制度は議会運営の便宜上の必要性によって設けているものである。よって最小限の定義にとどめ、規制などは行わべきではない」と。公明党からは、「同一の理念とは主要な施策について一致していることである」と。改革連合は、「第2項の同一の理念とは何か」「1名で同一理念とは何か」と。共産党市議団からは、「会派とは基本政策が統一されていることが前提である」ということで、ここはかなり不一致なんです。改革連合からは、第1項で、「議員は議会活動を行うため会派を結成できる」としたらどうかという意見です。それぞれご意見があると思いますので。

○中山議員 あと、自民党は前期、これを原案了承ということでお話しをしておりますが、実は、これも事務局の方に後で経緯を確認したいと思っているんですけども、会派代表者会議等への出席等、市議会ハンドブックなどを見ますと、議会の運営というところで会派代表者会議というのが設けら

れていて、この中では、皆さんもご存じのとおり、議会運営に関する重要な報告や連絡に限らず、協議とか重要な案件を決めていく話し合いが行われたりしているんですが、平成22年か平成23年辺りに1人会派の出席も認められるということで、これは自民党としても小金井市議会の非常に良いところである1人会派を尊重するというので、例えばそこで行われた報告事項であるとか、そういったものがきちんと出席していなかった会派の方々に伝わっていなかったという経緯もあって、1人会派の出席を認めるべきだというようなところから、そういった方向で我々も了承したんですが、結局報告事項だけでなく、いろんな議会運営に関する協議の中で重要な案件なども議論されるということで、状況が大分変わってきていて、実は先日、この議会基本条例策定代表者会議の議論の中でもその問題が表面化したのかなと感じまして、自民党としては意見として、1人会派に関して、もちろんきちんと尊重はするんですけども、少数会派の方を尊重することは当然必要だと思うんですが、それによって会派間の、第4条の3項にあるような「公平性を確保しなければならない」というところに、本当にそうなのかなという疑問が会派の中で生じてきている。具体的には、これは別に座長が悪いということではないので、一つの事例としてご理解いただきたいんですが、前回作業部会の傍聴をどうするかというような議論の中で、全会一致でない、つまり不一致であれば、作業部会の傍聴を公開するのが原則である、もしくは不一致であれば、私どもは非公開が原則であるというような、どちらも間違いではない、正しい認識であったんですが、解釈の違いから二つ意見があって、それは作業部会の傍聴に関しては、議会基本条例策定代表者会議の中でどうしていくかということを経験して、決めた方向性で行けば、その方向性で扱っていくのが正しい道なのかなと私は理解してしまっていて、その部分についても後で見解を事務局の方に確認したいと思うんですが、こういったようなことから、今ここにおられるメンバーの方というのは、10会派の中から、自民党は5人会派ですから2人出させてもらっていて、公明党、共産党は4人会派ですので、そのうち、座長、副座長を除くお二人が出ていらっしゃるというような中で、2人会派が4会派あって、1人会派が3会派あって、10会派中7会派が2人会派もしくは1人会派ということで、いわゆる少数会派と言われる会派なんです。そういうことを考えますと、座長のご発言の中でも前回あったんですが、大方この中で賛成がほとんどだから自民党は何とか調整してくれないかというような状況を考えますと、本来であれば自由民主党というのは5人で1会派を組んでいるところなんです、10会派中7会派が少数会派といわれている中で、例えば7会派の方に意見を押し切られるという言い方は適切ではないかと思いますが、議論の余地もないというような弊害が起こってくるのではないかとこのところで、そういったところを考えていて、この3項の「少数会派を尊重するものとし」というのは、ちょっと自民党は違和感があると考えておりました、これを削除し、「議会は議会運営等において会派間の公平性を確保しなければならない」とした方がより適切であるのではないかとこのところで皆様方のご意見をお伺いしたい。

事務局の方に確認をさせていただきたいのは、会派代表者会議に1人会派が出席でき、そしてそこでオブザーバー参加ではなくて意見が言えるようになったその辺の経緯が分かれば、そこをご説明させていただきたいのと、それから今日配付された少数会派の取扱いについて、各市様々あるんで

すが、特に会派代表者会議の少数会派の出席基準というところで、ほとんどの自治体がオブザーバー参加もしくは出席できないというような状況の中で、多分議会運営を効率的にということも少数会派の方からご指摘があるかもしれませんが、数が多くなればなるほど議会運営の調整というのが非常に難しくなるので、こういったところで各自治体がこのような基準を設けてやっていたらいいのかないというところで、私どもは少数会派の方を全く尊重しない、そして参加してはいけないという意味ではないんですが、民主主義の原則にのっとって考えてみますと、議決のときは議員一人ひとりが賛否の態度を明らかにするというので、これはきちんと数としては反映されていると思うんですが、こういった議会運営や市議会の中での少数会派の扱いについて、慎重に考えていかなければ、例えば自民党の会派の5人の人間が1人ずつばらばらに分かれて5会派を結成するというようなことを考えたときに、それはどうなのかというようなこともありまして、そういう中で私も自由民主党の会派もこの3項について、それから前回の議会基本条例策定代表者会議の中での座長とのそういった作業部会の傍聴等々の経緯から、ちょっと問題があるのではないかと思います、皆様方のご意見を頂きながら、この文言についてもできれば調整していきたいというところであります。

○斎藤議員 るる述べられましたけれども、「少数会派を尊重するものとし」というところを削除するということは私は賛成です。そのかわり、前の第2項で「最小一人の」という形で会派を認めるというもちろん前提の上で、第3項において「少数会派を尊重するものとし」という文言を削除することは私は賛成です。

○森戸座長 第2項の「最小一人」があるので、第3項は除いてもいいということですか。

○白井議員 ちょっと違うんですが、第3項の「少数会派を尊重するものとし」これを削除することは構いません。かわりに、「少数会派の活動を保証するものとし」という文言を加えていただきたいです。

○加藤議会事務局長 それでは、今、中山議員の方からのお話なんですけれども、こちらも詳細なところまでは、過去の会派代表者会議の結果等を見ると、もともと1人会派も出席できるようになった。今のハンドブックを見ていただきますと、平成23年5月17日の会派代表者会議で確認されている。以前は平成12年8月30日の議会運営委員会の決定によると、会派の構成員が2人以上、3人の場合は会派代表者会議に1人出られるという規定だった、そういう経過で来ています。今のお話の中で、中山議員の方からもお話がありましたけれども、当時、これは平成22年11月頃からこの辺のお話をしているみたいで、直接的な理由として、記録に残っているものと、「単国会派は全員が出席できないことから速やかに正確な情報を周知できない場合がある」という、こういうような現状が会派代表者会議の中で議論されて、その後かなり会派にそれぞれ持ち帰りをして議論をしているみたいです。また、その持ち帰りをしている中で、例えば平成23年1月には、単国会派の出席の状況についてとか、そういう各市の状況もその中で調べつつ議論を進めているようです。結局最終的には、今、ご案内のとおり、単国会派も1人会派として全議員が会派代表者会議には出ることができるということで結論付けているようですので、直接的な原因は今、申し上げたような、

速やかに正確な情報が周知できない場合があるという書き方なので、そういうケースが多分多々あったのか、たまにあったのか、そういうところを解消させようということで現在のよう形になってきた経過はあるというのは結果の報告からは見て取れますが、かなり時間をかけてその辺のところの議論をされていたということです。

○森戸座長 経過は多分中山議員もご存じだと思うんですが、補足的に言うと、今の小金井市政の最重要課題の問題が出てきて、会派全体に知らせないといけないことがあったわけですね。

ちょっと休憩します。

午前11時16分休憩

午前11時39分開議

○森戸座長 再開いたします。

今、協議会の中でいろいろな議論が出ましたが、一応第4条は引き続き協議をするということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、以上で第4条は引き続き議論するというので、議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。

午前11時40分閉会